

資料 2

漁業権免許申請について

1 区画漁業権

- ・第1種区画漁業権・・一定の区域内において石、竹、木等を敷設して営む養殖業
- ・第2種区画漁業権・・土、竹、木等によって囲まれた一定の区域内において営む養殖業

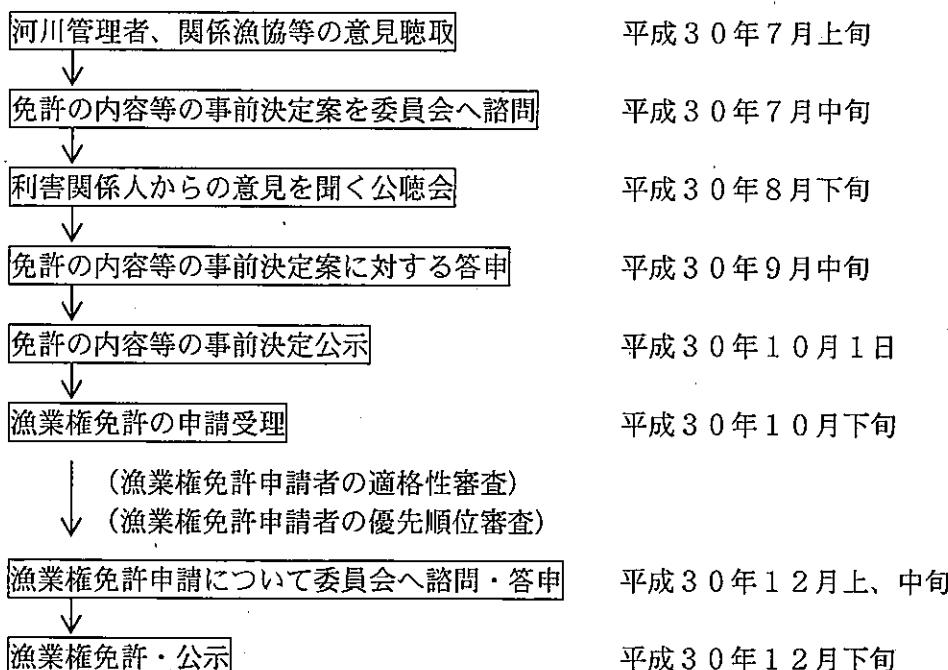
2 区画漁業権の免許状況

漁業権の 免許番号	漁業権者		漁業の種類	漁業の名称
	住所	名称		
内区第1号	茅野市北山 2782	茅野市池の平土地改良区	第2種区画漁業	ふな、わかさぎ漁業
内区第2号	諏訪市渋崎 1792-374	諏訪湖漁業協同組合	第1種区画漁業	こい小割式養殖業

3 漁業権免許の切替

漁業権免許の存続期間は、共同漁業権が10年、区画漁業権が5年と定められている。区画漁業権については、平成30年12月31日をもって消滅するため、31年1月1日からの新たな漁業権免許をするために必要な事務を行う。免許の内容を定め、それに従って漁業権の免許を申請させ、申請者の適格性を審査し、優先順位に従って免許を行う。

4 漁業権取得のためのスケジュール



30 園畜第 474 号

平成 30 年（2018 年）7 月 20 日

長野県内水面漁場管理委員会
会長 平林 公男 様

長野県知事 阿部 守



区画漁業権の免許内容等の事前決定について（諮問）

のことについて、別紙のとおり定めることにつき、漁業法第 11 条第 1 項及び第 130 条第 4 項の規定に基づき貴会の意見を求める。

長野県農政部園芸特産課水産係
(課長) 丸山秀樹 (担当) 大月育代
電話 026-235-7229
ファクシミリ 026-235-7481
電子メール: enchiku@pref.nagano.jp

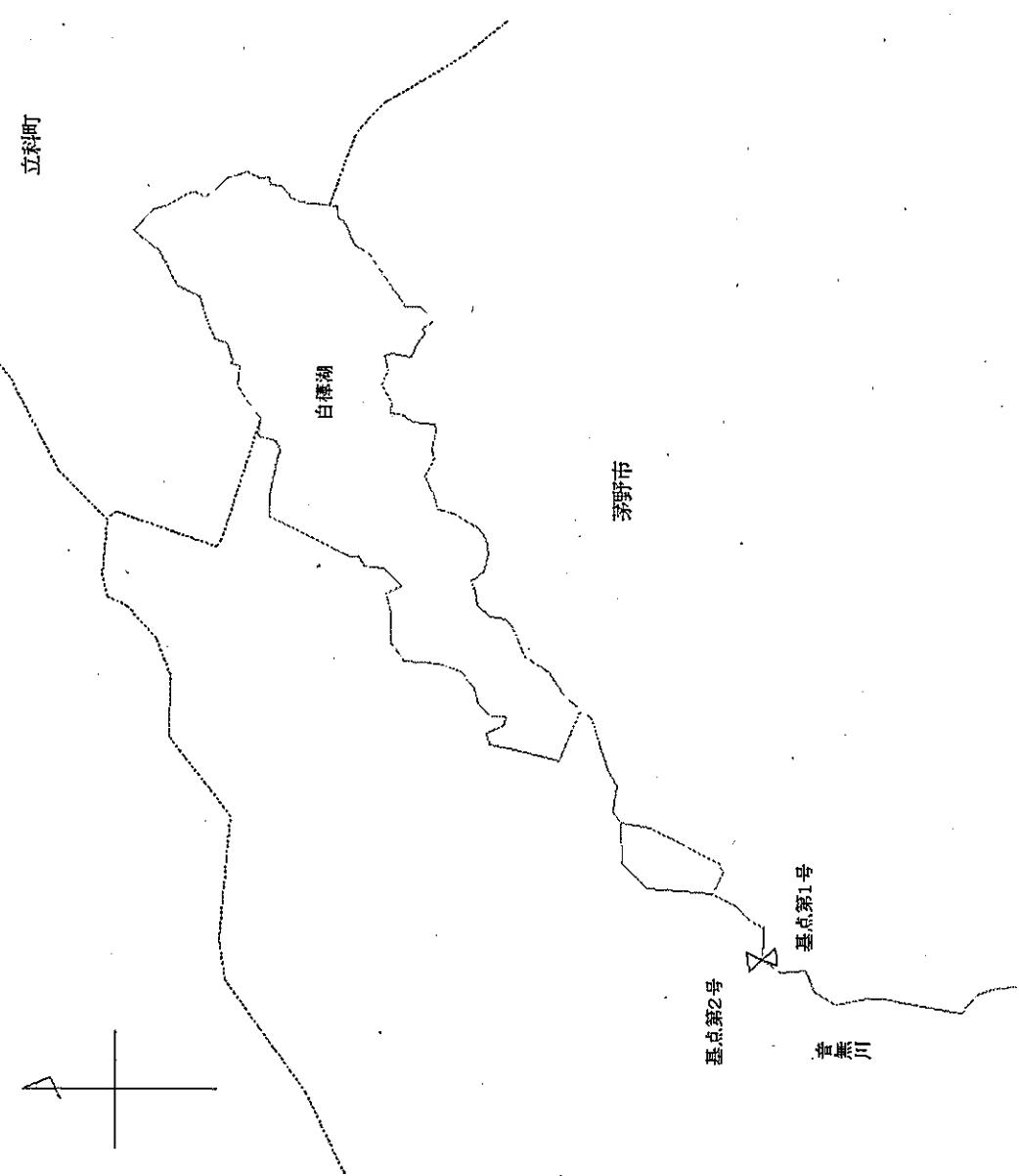
区画漁業権免許の切替に伴う免許内容等の検討案及び現行漁業権

検討案			現行漁業権		
1 漁業権の番号	内区第1号	1 漁業権の番号	内区第1号		
2 漁業の種類、名称及び時期	2 漁業の種類、名称及び時期	3 漁場の位置及び区域	3 漁場の位置及び区域		
種類 第1画 区 わかさぎ 漁業 1月1日から12月31日	種類 第2画 区 ふな 漁業 〃	(1) 位置 茅野市及び北佐久郡立科町の区域内の白樺湖 (2) 区域 白樺湖及び次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の音無川。 茅野市北山本道地籍の左岸橋台の上流端 茅野市北山本道地籍の右岸橋台の上流端 基点第1号 茅野市北山本道地籍の左岸橋台の上流端 基点第2号 茅野市北山本道地籍の右岸橋台の上流端	(1) 位置 茅野市及び北佐久郡立科町の区域内の白樺湖 (2) 区域 白樺湖及び次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の音無川。 茅野市北山本道地籍の左岸橋台の上流端 茅野市北山本道地籍の右岸橋台の上流端 基点第1号 茅野市北山本道地籍の左岸橋台の上流端 基点第2号 茅野市北山本道地籍の右岸橋台の上流端		
3 漁場の位置及び区域 (1) 位置 茅野市及び北佐久郡立科町の区域内の白樺湖 (2) 区域 白樺湖及び次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の音無川。	3 漁場の位置及び区域 (1) 位置 茅野市及び北佐久郡立科町の区域内の白樺湖 (2) 区域 白樺湖及び次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の音無川。	4 制限又は条件 (1) 治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。 (2) 地域による環境保全活動、環境学習及び地域振興施策等を支援すること。	4 制限又は条件 (1) 治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。 (2) 地域による環境保全活動、環境学習及び地域振興施策等を支援すること。		
5 地元地区 茅野市及び北佐久郡立科町	5 地元地区 茅野市及び北佐久郡立科町	1 漁業権の番号 内区第2号	1 漁業権の番号 内区第2号		
2 漁業の種類、名称及び時期	2 漁業の種類、名称及び時期	3 漁場の位置及び区域 (1) 位置 諏訪湖全域	3 漁場の位置及び区域 (1) 位置 諏訪湖全域		
種類 第1画 区 こい小割式養殖業 漁業 1月1日から12月31日	種類 第2画 区 こい小割式養殖業 漁業 1月1日から12月31日	(2) 区域 諏訪湖全域	(2) 区域 諏訪湖全域		
4 制限又は条件 (1) 治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。 (2) こい小割式養殖業の小割網生けす1面の面積は82.5平方メートル以内とし、その敷設数は30面以内とすること。 (3) 地域による環境保全活動、環境学習及び地域振興施策等の内容をホームページ等を通じて地域住民や漁業者等へ積極的に情報開示を行うこと。 (4) 地域づくくりに貢献するためには、漁業の利活用について地域振興策等を支援すること。	4 制限又は条件 (1) 治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと。 (2) こい小割式養殖業の小割網生けす1面の面積は82.5平方メートル以内とし、その敷設数は30面以内とすること。 (3) 地域による環境保全活動、環境学習及び地域振興施策等の内容をホームページ等を通じて地域住民や漁業者等へ積極的に情報開示を行うこと。 (4) 地域づくくりに貢献するためには、漁業の利活用について地域振興策等を支援すること。	5 地元地区 岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町	5 地元地区 岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町		

*免許予定期 平成31年1月1日
 *免許存続期間 平成31年1月1日～平成35年12月31日(5年間)
 *免許申請期間 平成30年10月19日～平成30年10月31日

内区第1号漁場図

縮尺: 10,000分の1

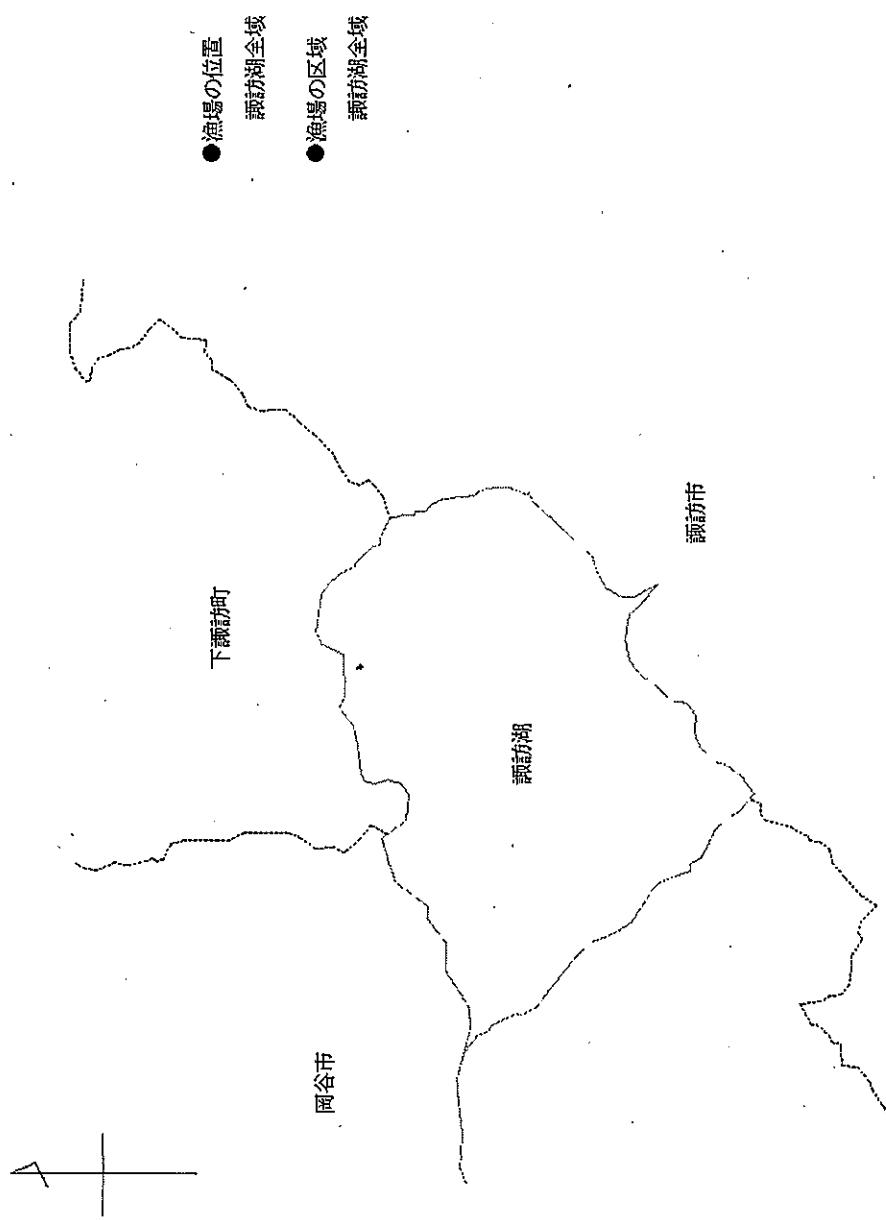


- 漁場の位置
茅野市及び北佐久郡立科町の区域内の白樺湖
- 漁場の区域
白樺湖及びその上流の音無川
左岸橋台の上流端
基点第1号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の
右岸橋台の上流端

(備考)白樺湖に流入する河川は省略

内区第2号漁場図

縮尺: 50,000分の1



漁業権免許の内容等の事前決定案

1 免許の内容となる事項及び関係地区又は地元地区

別紙のとおり

2 漁業権に付される制限又は条件

(1) 区画漁業権

治水等必要な河川工事の施行に支障を及ぼさないこと

(2) 区画漁業権のうち内区第2号

こい小割式養殖業の小割網生けす1面の面積は82.5平方メートル以内とし、その敷設数は25面以内とすること

3 免許予定日

平成31年1月1日

4 免許の申請期間

平成30年10月19日(金)から平成30年10月31日(水)まで

5 漁業権の存続期間

区画漁業権 平成31年1月1日から平成35年12月31日まで

別紙

漁業権番号	漁業の種類	漁業の名称	漁業の時期	漁場の位置	漁場の区域	関係地区又は地元地区
内区第1号	第2種区画漁業	ふわ漁業 漁業	なな 1月1日から 12月31日まで	茅野市及び北佐久郡立科町の区域内の白樺湖	白樺湖及び次の基点第1号と基点第2号を結ぶ線から上流の音無川 基点第1号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の左岸橋台の上流端 基点第2号 茅野市北山本道地籍の一ノ橋の右岸橋台の上流端	茅野市及び北佐久郡立科町
内区第2号	第1種区画漁業	こい小割式養殖業	1月1日から 12月31日まで	諏訪湖全域	諏訪湖全域	岡谷市、諏訪市及び諏訪郡下諏訪町

免許内容等の変更概要

1 漁業の種類、名称及び時期、漁場の位置及び区域

変更なし

2 漁業権に付される制限又は条件

内区第1号 第1種区画漁業

変更内容

(2) 「こい小割式養殖業の小割網生けす1面の面積は82.5平方メートル以内とし、その敷設数は30面以内とすること」を、「こい小割式養殖業の小割網生けす1面の面積は82.5平方メートル以内とし、その敷設数は25面以内とすること」に変更する。

区画漁業権の免許内容等の検討（案）に対する意見

漁業権番号	関 係 機 関	意 見
内区第1号	茅野市池の平土地改良区	異議なし
内区第2号	諏訪湖漁業協同組合	異議なし
上記漁業権	長野県建設部	異議なし

区画漁業権の免許内容等の事前決定について

【漁業法関係条文抜粋】

- 第十一條** 都道府県知事は、その管轄に属する水面につき、漁業上の総合利用を図り、漁業生産力を維持発展させるためには漁業権の内容たる漁業の免許をする必要があり、かつ、当該漁業の免許をしても漁業調整その他公益に支障を及ぼさないと認めるときは、当該漁業の免許について、海区漁業調整委員会の意見をきき、漁業種類、漁場の位置及び区域、漁業時期その他免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間並びに定置漁業及び区画漁業についてはその地元地区(自然的及び社会経済的条件により当該漁業の漁場が属すると認められる地区をいう。)、共同漁業についてはその関係地区を定めなければならない。
- 2 都道府県知事は、海区漁業調整委員会の意見をきいて、前項の規定により定めた免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間又は地元地区若しくは関係地区を変更することができる。
 - 3 海区漁業調整委員会は、都道府県知事に対し、第一項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区又は関係地区を定めるべき旨の意見を述べることができる。
 - 4 海区漁業調整委員会は、前三項の意見を述べようとするときは、あらかじめ、期日及び場所を公示して公聴会を開き、利害関係人の意見をきかなければならない。
 - 5 第一項又は第二項の規定により免許の内容たるべき事項、免許予定日、申請期間及び地元地区若しくは関係地区を定め、又はこれを変更したときは、都道府県知事は、これを公示しなければならない。

(内水面漁場管理委員会)

- 第百三十条** 都道府県に内水面漁場管理委員会を置く。
- 2 内水面漁場管理委員会は、都道府県知事の監督に属する。
 - 3 内水面漁場管理委員会は、当該都道府県の区域内に存する内水面における水産動植物の採捕及び増殖に関する事項を処理する。
 - 4 この法律の規定による海区漁業調整委員会の権限は、内水面における漁業に関しては、内水面漁場管理委員会が行う。